

2022年9月・2023年4月入学基幹・創造・先進理工学研究科
修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試
特例措置（筆記選考のオンライン試験への振替）について

試験場に来ることが原則であります。日本に入国できず、試験場での受験ができない方、また新型コロナウイルス感染症に罹患した方、濃厚接触者になった方の救済を目的として、7月16日の筆記選考および7月17日の面接選考について、「特例措置（オンライン試験）」を設けることとします。なお、オンライン試験の実施日について、原則、7月16日、もしくは7月17日の面接試験と共に実施するものとします。詳細は以下の通りです。

【特例措置申請資格】

所定期間に基幹・創造・先進理工学研究科修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試に出願し、かつ、次のいずれかに該当する方とします。

- 海外在住であるが、入国制限に伴い、基幹・創造・先進理工学研究科修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試を欠席せざるを得ない場合で、外務省もしくは受験生在住国の日本国大使館等のwebページ（日本語もしくは英語）の印刷物など、渡航ができないことの事実を証明する書類（日本政府外務省もしくは大使館が公開している、入国制限に関するwebページスクリーンショット等）を大学院入試担当に提出することができる方。
- 日本在住者で、新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより、基幹・創造・先進理工学研究科修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試の試験を欠席せざるを得ない場合で、その事実を証明する書類（医師の診断書）を大学院入試担当に提出することができる方。
- 日本在住者で、新型コロナウイルス感染症にかかる濃厚接触者となったことにより、基幹・創造・先進理工学研究科修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試の試験を欠席せざるを得ない場合で、その事実を証明する書類（隔離を指示した保健所の名所・連絡先、隔離期間等、保健所から発行された書類がある場合は当該資料）を大学院入試担当に提出することができる方（必要に応じて当該保健所に確認を行う場合がある）。

【申請方法・申請期間および「特例措置」が適用されるための要件】

「特例措置」申請のための専用申請フォームを2022年6月29日（水）までに理工学術院大学院入試Webページ内に開設します。申請期間は、2022年7月2日（土）10時～7月6日（水）12時（正午）（JST）とします。

なお、次の要件を全て満たした方に限り、「特例措置」の適用を受けることができます。

- ①所定の出願期間に基幹・創造・先進理工学研究科修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試に出願すること。
- ②専用申請フォームにて、申請期日（2022年7月6日（水）12時（正午）（JST））までに、不備なく申請を行ったこと。
- ③上述「特例措置申請資格」を満たすことを証明する書類を、②の申請時に提出し、その事実を確認できたこと。

| | |
|------------------------------------|--|
| 6月1日（水）～6月10日（金） | 基幹・創造・先進理工学研究科修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試出願期間 |
| 6月29日（水） | 特例措置実施内容の理工学術院大学院入試webページでの周知 |
| 7月2日（土）10時～ 7月6日（水）12時（正午）（JST） | 理工学術院大学院入試webページでの特例措置申請に関する申請フォーム受付期間 |
| 7月7日（木） | 特例措置申請者への可否メール通知 |
| 7月8日（金）以降 | 特例措置実施詳細に関する各専攻からの通知 |
| 7月16日（土） | 試験場での筆記選考、特例措置オンライン試験実施日※ |
| 7月17日（日） | 面接選考（Zoom）、特例措置オンライン試験実施日※ |

※オンライン試験の実施日について、7月16日、もしくは7月17日の面接試験と共に実施。